知事と公共調達委員会に
真に役立つ不正の防止策を提言

最大のポイント

一般競争入札における厳しい制限や条件と8区割制の廃止

仁坂知事は、この5日、「誰がやっても談合できないシステムをつくる。2度と事件が起こらないように最善の手段を講じていきたい」として公共調達検討委員会を設置し、提言をまとめて県民に公表するとしました。

別稿でも述べたように、不正の防止策は、不正の真相究明と真摯な反省の上にたって策定することが必要です。しかし、提言のとりまとめが進行している以上、それがよりよいものとなるよう当会も提言していきたいと考え、その意見をまとめました。

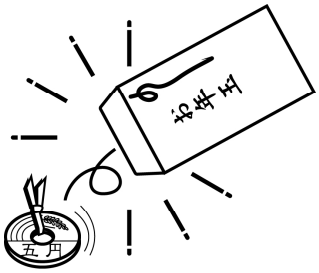

昨年末、知事らの逮捕を受けて全国知事会が、官製談合防止のための指針をとりまとめました。その指針では、①指名競争入札の早期廃止と、②予定価格1000万以上に一般競争入札の導入を求めています。私達も、同①の廃止と②の導入を否定するものではありませんが、防止策としては、これだけでは不十分であり、談合の防止は不可能です。現実に、山形県が1000万円以上、京都府が2500万円以上、埼玉県・奈良県が5000万円以上を、それぞれ一般競争入札にしていますが、いずれも平均落札率が90％以上であり、談合を防止しているとはいえないからです。当県も5000万円以上に導入していましたが，功を奏していなかったことはいうまでもないことです。なお、功を奏しているといえるためには最低限、平均落札率が宮城県や長野県のように80％以下になることです。

談合を防止するためには、「誰でもが参加でき、事前に誰が参加したかわからないような制度」にすべきです。そのためには、入札参加業者数が最低でも50～100社必要です。それも、できるだけ広い地域から参加できるようにすることです。狭い範囲の業者に限ると、事前に誰が参加するか予測が可能となって談合を誘発するからです。

和歌山県が施行している一般競争入札は、8つの地域に分けて、狭い範囲にしている上に、一般競争入札に「制限」や「条件」を付けて、入札に参加できる業者を少数に絞る制度となっています。多くても30社程度しか参加できないまやかしの一般競争入札です。とりわけ、これまでも談合を誘発するとして当会が、廃止を求めていた地元業者を組み込む共同企業体を入札の条件としていたシステムは、前知事に悪用されてい